

E C 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領

昭和 5 8 年 9 月 2 7 日付け 5 8 農蚕第 4 7 9 8 号

農 蚕 園 芸 局 長 通 知

一部改正 平成 1 3 年 6 月 2 9 日

一部改正 平成 2 3 年 9 月 1 日

最終改正 平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け 2 7 食産第 5 9 6 9 号

1 趣旨

欧州共同体（以下「E C」という。）加盟国のナショナルカタログ（その領域内での販売が公式に認められた品種についてのカタログをいう。以下同じ。）に野菜の品種登録を受けている者（以下「品種登録者」という。）及び野菜の品種登録を受けようとする者が従わなければならない当該品種の維持に係る公的管理に関しては、この要領の定めるところとする。

2 登録品種の通知等

- (1) E C加盟国のナショナルカタログへの野菜の品種登録を受けようとする者は、あらかじめ当該品種に係る特性の説明書を添えてその旨を別記様式第 1 号により農林水産省食料産業局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。
- (2) (1) の通知に係る品種が E C加盟国のナショナルカタログに登録されたとき又は登録されないことが明らかになったときは、当該品種登録を受けようとした者は、遅滞なくその旨を別記様式第 2 号により局長に通知するものとする。
- (3) 品種登録者は、品種登録が取り消された場合、品種登録を取り下げた場合又は種子の階級に変更があった場合には、遅滞なくその旨を別記様式第 3 号により局長に通知するものとする。
- (4) (1) の特性の説明書は、種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき品種登録の出願に際して提出しなければならない説明書に準ずるものとし、記載内容に不備があるときは、局長は、その改善を指示するものとする。
- (5) 局長は、(1)、(2) 及び (3) の規定に基づく品種登録等に係る通知の状況を別記様式第 4 号により、毎年 3 月末日までに理事（種苗管理担当）（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第10条第 3 項の規定に基づき、理事のうちから理事長が指名する者一人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

3 記録及びサンプルの保管

- (1) 品種登録者は、品種が登録を受けている期間中、各世代の種子の生産を対象として、品種の維持の状況を明らかにし得る記録を別紙に基づいて作成、保管するものとする。
- (2) 品種登録者は、品種が登録を受けている期間中、各世代の種子のサンプルを厳重な管理の下で保管するものとする。なお、保管する種子の重量は、ロットごとに野菜種子の販売に関する2002年6月13日のEC閣僚理事会指令の付表Ⅲの2に規定されている重量の2倍以上とし、当該品種が一代雑種の場合には、各世代の両親系統及びそれから品種登録者の責任のもとで生産された一代雑種の種子のサンプルを併せて保管するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、輸出種子の生産を対象とする記録はEC加盟国への輸出後3年間、輸出種子のサンプルは同じく2年間保管すれば足りるものとする。

4 記録及びサンプルの確認等

- (1) 局長は、品種の維持が適切に行われているかどうかを確かめるため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に、3に規定する記録を検査させるとともに、検査のために必要なサンプルを収集させることができる。
- (2) 前項の検査及び収集は、法第53条の2第4項の指定種苗検査職員の証明書の発給を受けた職員（以下「検査職員」という。）により行われるものとする。
- (3) 理事（種苗管理担当）は、(1) により収集したサンプルについて、事後検定を検査職員に行わせることができる。
- (4) 理事（種苗管理担当）は、記録及びサンプルの保管に不備があるとき又は品種の維持が適切に行われていないおそれがあると認めたときは、速やかにその旨を局長に報告するものとする。
- (5) 局長は、前項の報告を受けたときには、当該品種登録者に対し、その改善を指導するものとする。
- (6) 理事（種苗管理担当）は、検査職員が(1) の記録の検査及び収集を行うときは、その計画を別記様式第5号により毎年4月末日までに局長に通知するものとする。
- (7) 理事（種苗管理担当）は、(1) の記録の検査及び(3) の事後検定の結果を、それぞれ別記様式第6号及び第7号により毎年3月末までに局長に報告するものとする。

5 問題が生じた場合の措置

- (1) 局長は、我が国から輸出された野菜種子について、E C又はE C加盟国から品種特性が変化している等のクレームがあった場合において品種登録者による品種の維持が適切に行われていないおそれがあると認めたときには、研究機構に、当該品種登録者の記録を検査させるとともに、検査のために必要なサンプルを収集させることができる。
- (2) 前項の検査及び収集は、検査職員により行われるものとする。
- (3) 理事（種苗管理担当）は、(1)により収集したサンプルについて、検査職員に事後検定を行わせることができる。
- (4) 理事（種苗管理担当）は、(1)の記録の検査及び(3)の事後検定の結果を、それぞれ別記様式第6号又は第7号により、速やかに局長に報告するものとする。
- (5) 農林水産省は、(1)の記録の検査及び(3)の事後検定の結果について、E C又はE C加盟国へ通知するものとする。

6 施行日

この要領は、昭和58年9月27日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

E C 向け輸出野菜種子の生産に関する記録の作成について

E C 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領 3 の（１）の規定に基づく記録は、野菜の種類、品種、種子の世代、生産年次及びロット別に、少なくとも次の事項を含めて作成するものとする。

- 1 生産者の氏名
- 2 生産者の住所
- 3 ほ場所在地
- 4 面積
- 5 生産量
- 6 は種種子の由来
- 7 ほ場管理状況
 - （１） 変異株等の除去
 - （２） 交雑花粉源からの隔離
- 8 ほ場検査実施状況
 - （１） 実施時期及び生育段階
 - （２） 実施者
- 9 ほ場検査実施結果
 - （１） 品種の真正
 - （２） 品種の純度
 - （３） 交雑花粉源からの隔離状況
 - （４） 種子の品種に影響を及ぼす病虫害の発生状況
- 10 在庫及び出荷の状況

注：品種の維持を適切に行うため、8 の（１）及び 9 は、野菜種子の販売に関する 2002 年 6 月 13 日の E C 閣僚理事会指令の付表 1 の 1、3、4 及び 5 の条件を満たすこと。なお、基礎種子は原種、原原種等に、証明種子は輸出種子に読み替えるものとする。

野菜品種登録申請予定通知書

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

住 所
氏名又は名称

E C 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、下記のとおり E C 加盟国のナショナルカタログに野菜の品種登録を申請する予定としているので、当該品種に係る特性の説明書を添えて通知します。

記

- 1 申請予定時期 平成 年 月 日
- 2 申請予定国
- 3 申請予定野菜の種類
- 4 申請予定品種名
(和名併記)
- 5 特性の説明書 別添
- 6 その他参考となる事項

野菜品種登録状況通知書

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

住 所

氏名又は名称

E C 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、下記のとおり E C 加盟国のナショナルカタログへの野菜の品種登録の状況を通知します。

記

- 1 野菜品種登録申請予定通知年月日 平成 年 月 日
- 2 申請年月日 平成 年 月 日
- 3 申請国
- 4 申請野菜の種類
- 5 申請品種名
(和名併記)
- 6 登録状況 (1) 登録された
(2) 登録されなかった
- 7 登録年月日 平成 年 月 日
- 8 種子の階級
- 9 その他参考となる事項

野菜品種登録変更通知書

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

住 所
氏名又は名称

E C 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、下記のとおり E C 加盟国のナショナルカタログへの野菜の品種登録に変更があつたので通知します。

記

- 1 登録年月日 平成 年 月 日
- 2 登録国
- 3 登録野菜の種類
- 4 登録品種名
(和名併記)
- 5 変更内容
- 6 変更年月日 平成 年 月 日
- 7 その他参考となる事項

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当） 殿

農林水産省食料産業局長

E C 向け輸出野菜種子の品種登録・出願状況について

このことについて、下記のとおり通知する。

記

出願状況及び登録状況

年 月 日現在

種苗業者名	申請予定時期 (申請年月日)	申請予定国 (申請国)	種 類	品 種 名	登 録 状 況			種子の 階 級	備 考
					登録年月日	取消年月日	取下げ年月日		

注：出願品種が E C 加盟国のナショナルカタログに登録されないことが明らかになったときは、登録年月日の欄に未登録と表示すること。

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）

E C 向け輸出野菜種子に係る収集と事後検定の実施についての計画について

このことについて、下記のとおり通知する。

記

1 事務所、倉庫等への収集実施計画

実施年月日	種 苗 業 者		収集するサンプル		備 考
	名 称	所 在 地	種 類	品 種 数	

2 事後検定計画

検 定 年 月	検 定 場 所	種 類	品 種 数	備 考

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）

E C 向け輸出野菜種子に係る記録の検査結果について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 検査年月日
- 2 検査担当者名
- 3 検査対象種苗業者名
- 4 立入り検査結果
 - （１） 記録の保管状況
 - （２） 記録の作成状況
 - （３） サンプルの保管状況
- 5 その他特記すべき事項

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）

E C 向け輸出野菜種子に係る事後検定結果について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 検定担当者名
- 2 検定の場所
- 3 検定方法
- 4 検定結果

種類名

検 定 番 号	種苗業者名		品 種 名	検 定 結 果		備 考
	名 称	所 在 地		品種型の異常	異株の混入率	

- 5 その他特記すべき事項